

令和4年度第1回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和4年6月1日（水）

13：30～14：00

場所 エスポワールいわて 1階小会議室

令和4年度第1回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和4年6月1日(水) 13:30~14:00

2 開催場所 エスポワールいわて 1階小会議室

3 出席者

[私立学校審議会委員]

菅野洋樹 会長 六本木郁子 委員 及川求 委員

西川温子 委員 小山映子 委員 鷹觜文昭 委員

根内純 委員 室井麗子 委員 高橋聡 委員

[県]

熊谷ふるさと振興部長 鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長

米内学事振興課総括課長 引屋敷主幹兼私学振興担当課長 本正特命課長

戸塚主任主査 佐々木主任 山崎主任 佐藤主事 内藤主事 杉主事

4 欠席者

須山通治 委員

5 署名委員

西川温子 委員 小山映子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

ただいまから、令和4年度第1回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私は、学事振興課の引屋敷でございます。

議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

まず、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、須山委員が欠席されております。委員10名中9名に御出席をいただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、熊谷ふるさと振興部長から御挨拶を申し上げます。

3 挨 拶

○熊谷ふるさと振興部長

熊谷でございます。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今年度第1回目の岩手県私立学校審議会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

まずもって、委員の皆様には、日頃から本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝申し上げます。また、御多忙の中、本日の審議会に御出席をいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ゴールデンウィーク後の5月の中、下旬以降、新規感染者数は減少傾向でございます。こうしたことを踏まえまして、先般、県独自の緊急事態宣言を解除したところでございます。一方で、学校や教育・保育施設におけるクラスターが発生している状況でございます。学校現場の皆様におかれましては、感染防止対策とともに、感染者への対応にも御尽力されているものと承知してございます。

県といたしましても、各私立学校に対し、様々な情報を迅速にお知らせし、連携を密にしながら感染拡大防止に努めるとともに、各種私学助成や就学支援制度等を通じて、教育環境の整備や保護者負担の軽減に努めて参りたいと考えております。委員の皆様には引き続き、本県の私学振興に対し、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会では、学校法人の寄附行為認可1件及び専修学校の設置者変更認可1件について御審議いただくこととしております。

委員の皆様には、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

議事に入ります前に、本年4月1日付けで県の人事異動がございましたので、私の方から、新たに転入した職員のみご紹介させていただきます。

鈴木俊昭 副部長兼ふるさと振興企画室長でございます。

本正義則 特命課長でございます。

山崎 主任でございます。

佐藤 主事でございます。

私は、主幹兼私学振興担当課長の引屋敷でございます。よろしくお願いいたします。

4 議 事

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

これより議事に入らせていただきますが、この後の議事進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定により、菅野会長にお願いいたします。

(1) 議事録署名委員の指名、会議の公開

○菅野会長

では、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議事録署名委員を指名させていただきます。議席番号4番の西川委員、また、議席番号5番の小山委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○菅野会長

次に、審議に入る前に審議会の公開についてお諮りを申し上げたいと存じます。

今回審議いただく案件について、非公開にする理由はないと存じますので、原則どおり公開を進めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、本審議会は公開とさせていただきます。

なお、本日の資料及び議事録につきましては、後日、県のホームページに掲載されますので御承知いただきたいと思っております。

(2) 諮問事項の審議

議案第1号 学校法人寄附行為認可について

学校法人北日本カレッジ（盛岡市）

議案第2号 専修学校の設置者変更認可について

北日本ヘア・スタイリストカレッジ（盛岡市）

北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ（盛岡市）

北日本医療福祉専門学校（盛岡市）

○菅野会長

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。議案第1号の学校法人寄附行為認可及び議案第2号の専修学校の設置者変更認可については、相互に関連いたしますので、一括して御審議をいただきたいと存じます。議案第1号及び議案第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

学事振興課総括課長の米内でございます。よろしくお願いいたします。

学校法人の寄附行為認可及び専修学校の設置者変更認可につきましては、関連しておりますので、一括して御説明いたします。

はじめに、学校法人の寄附行為認可について御説明いたします。審議会資料の3ページをお開き願います。また、参考資料の11ページ以降に「準学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準」を掲載しておりますので、併せてお開き願います。

学校法人を設立することについて、私立学校法第30条第1項及び同法第64条第5項の規定に基づき、認可申請があったものであります。

名称は、学校法人北日本カレッジであります。

この法人の目的は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこととされており、現在、一般財団法人北日本カレッジが設置、運営している3校の専修学校、北日本ヘア・スタイリストカレッジ、北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ、北日本医療福祉専門学校を移管しようとするものでございます。

設立の趣旨は、私立学校としてより適切な法人組織のもとに専門学校としての職業教育を展開し、県民の要請に応えるために、学校法人北日本カレッジを設立するというものであります。

設立代表者は、奈良憲光（ならけんこう）氏でございます。この方は、現在の一般財団法人北日本カレッジの理事長であります。

役員につきましては、理事5人、監事2人の体制となっており、理事5人以上、監事2人以上を置かなければならないという準学校法人の要件を満たしているものであります。

財産の状況についてでございますが、資産総額は16億8,700万円余、負債は7億3,700万円余で、正味財産は9億5,000万円余となっております。一般財団法人北日本カレッジからの寄附によるものであります。

基本財産については、校地、校舎及び教具等は自己所有となっており、認可基準である、基本財産は原則として借用でないことを満たしております。

なお、運用財産2億500万円余のうち、1億8,200万円余は、全額預金等の現金であり、専修学校の運営に必要な運用財産を十分有しております。

具体的に申し上げますと、審査にあたりまして、運用財産は、法人が設置する専修学校の開設年度の学校運営に必要な年間経常経費、人件費、教育管理費、設備関係費などでございますが、年間経常経費のおおむね4分の1以上に相当する自己資金を有しているかを見ておりまして、学校法人移行後の令和4年度で申し上げますと、年間経常経費が約5億6,600万円余でございます。概ね4分の1相当は約1億4,100万円余となりますので、当

該案件は年間経常経費の4分の1以上に相当する自己資金、先ほど申しあげました1億8,200万円余を有しており、認可基準である専修学校の経営に必要な運用財産を有していることを満たしております。

次に、負債に係る借入金について御説明いたします。準学校法人の設立時の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限って、基本財産に対する総負債額の割合が3分の1以内において認めることができるとされております。

これについては、一般財団法人北日本カレッジでは、基本財産14億4,600万円余に対して、法人の設立時の施設又は設備の整備に伴う負債は、負債総額7億3,700万円余のうち、3億9,000万円となっており、その他の負債も勘案し、基本財産14億4,600万円余に対する負債額の割合が3分の1以内となっていると審査しております。その額が4億8,100万円余ということで、3分の1以内という審査基準を満たしていると考えております。

続きまして、経営の非営利性に関する審査基準は、審査基準の「第8 会計について」の(1)において定めており、経常的収支の均衡が保たれるものであること、また、生徒納付金の総額が年間経常経費のおおむね1.5倍相当額の範囲であることとされております。

これについては、一般財団法人北日本カレッジでは、収支の均衡が保たれており、生徒納付金総額が年間経常経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内であることから、審査基準を満たしているものと考えております。

具体的には、令和4年度の収支見込みで申し上げますと、経常的支出が4億1,900万円余に対しまして、収入が4億6,800万円余と見込まれておりまして、支出に対する収入の割合が大体1.12倍ということでございます。

続きまして、専修学校の設置者変更認可について御説明いたします。審議会資料の4ページをお開き願います。

学校法人北日本カレッジの設立に伴い、北日本ヘア・スタイリストカレッジ、北日本ハイテクナルクッキングカレッジ及び北日本医療福祉専門学校の学校設置者を同法人に変更することについて、学校教育法第4条第1項及び同法第130条第1項の規定に基づき、認可申請があったものであります。

変更の事由は、教育施設として、教育の質の向上、運営の透明性及び経営の安定化を確保するとともに、学生の職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図るために、一般財団法人から改め、新たに学校法人を設立しようとするものであります。

変更時期は、令和4年7月1日でございます。

県としましては、審査の結果、学校法人の寄附行為認可申請及び専修学校の設置者変更認可申請について、認可することが適当と考えております。

以上で説明を終わります。

○菅野会長

ありがとうございました。ただ今の案件及び説明に対し、委員の皆様から御質問等があればお願いいたします。

○小山委員

水道橋くるみ幼稚園の小山と申します。

確認なのですけれども、負債に係る借入金についてというところですが、財産の状況を見ると、14億円に対して7億3,000万円という負債があって、その内訳が3億9,000万円とその他、とおっしゃったと思うのですけれども、その他というのは、審査対象にはならない部分の、退職引当金とか、そのような負債と考えていらっしゃるということですか。

○米内学事振興課総括課長

委員が申し上げられましたとおり、退職引当金等につきましては、対象にはしておりません。

○小山委員

それが、3億と7億の差額ですか。

○米内学事振興課総括課長

3億9,000万円のほかに、その他負債を勘案という部分には、前受金がございます。

それに、預金の保全額がございまして、前受金2億5,000万円余と、3億9,000万円につきまして負債と見なしておりますが、そのうち、預金が1億8,000万円ほどございます。

それを控除しまして、4億5,800万円ほどを、負債と見ております。

○小山委員

預金も負債というのはどのようなものでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

前受金は負債として見ておりますが、預金につきましては、そこから控除、引いているということです。3億9,000万円と、2億5,000万円余の前受金に対して、預金分1億8,000万円は引いているということでございます。

負債額が7億3,700万円余でございまして、うち借入金が3億9,000万円余でございまして。その差が3億4,700万円余になりますが、これにつきましては、前受金のほかに、先ほど委員も挙げておられます、退職給付引当金や特別修繕引当金等が含まれておりますので、それは、審査にあたっては差し引いております。

ですので、3億9,000万円の借入金と、前受金が2億5,000万円余、これらを足したものに、別途、預金が1億8,000万円ほどございます、それについては引いているということで、4億5,800万円と見ているということでございます。

○小山委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○菅野会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○小山委員

すみません、もうひとつだけいいでしょうか。

参考資料 12 ページの、年間経常経費は、生徒納付金の概ね 1.5 倍相当額の範囲内ということ、要するに納付金の方が大きく上回らないようにということですか。

○米内学事振興課総括課長

御指摘の通りでございます、必要な経費がまずございまして、これを賄うのは生徒の納付金とか、受験の手数料等でございますが、収入の方があまり多くなりますと、利益が出るといいますか、教育に充てる以上に、収入を取っているということです。教育のために適正な収入があるかどうかということで、支出の 1.5 倍を収入が上回っていないかを見ております。

令和 4 年度収支計画、法人化初年度ということで見込みを申請していただいている中身を見ますと、支出に対して収入が 1.12 倍ということで、1.5 よりも下回っているということで、適正ではないかと考えているものでございます。

○小山委員

理解いたしました。ありがとうございました。

○菅野会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○菅野会長

よろしゅうございますか。

では、本案件について、御意見等があればお願いいたします。

○菅野会長

特にならなければ、事務局からの提案は、認可を相当とする旨のお話がございました。議案了承の方向で進めたいと思いますが、議案第 1 号及び議案第 2 号については、原案のとおり認可を相当とする旨答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第 1 号学校法人寄附行為認可について及び議案第 2 号専修学校の設置者変更認可について、認可を相当とする旨答申することといたします。

(3) 報告事項

○菅野会長

次に、報告事項に移らせていただきます。

報告事項 1、令和 3 年度第 4 回私立学校審議会における諮問事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

お手元の報告事項資料の1ページをお開き願います。令和3年度第4回私立学校審議会における諮問事項についてでございます。

3月24日に開催された令和3年度第4回審議会におきまして御審議いただき、答申をいただいた案件については、それぞれ資料に記載の日付で認可をいたしましたので御報告いたします。

○菅野会長

ありがとうございます。ただ今の報告に対しまして御質問等があればお願いいたします。

○菅野会長

よろしいでしょうか。

では次に、報告事項2、高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科の収容定員に係る学則変更の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

お手元の報告事項資料の2ページをお開き願います。高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科の収容定員に係る学則変更の取扱いについて、御報告いたします。

これまでは、高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科の設置に伴い、収容定員を変更する場合であっても、学則変更については、届出事項として取り扱ってきたところですが、この度、この取扱いを見直し、今後、認可事項として取り扱うこととしようとするものがございます。

これまでの取扱いは、高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科の設置については、法令により届出事項とされていることから、専攻科の設置に伴う収容定員の変更についても届出事項として取り扱って参りました。

しかし、他県の取扱いや、文部科学省の見解を踏まえて、専攻科の設置自体はこれまでどおり届出事項としますが、専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更については、認可事項として取り扱うこととする見直しを行おうとするものがございます。

具体的に、他県の取扱いについて申し上げますと、全国の都道府県においては、取扱いを明確にしている33都府県のうち、専攻科設置に伴う収容定員の変更を届出事項としている県等は11ございます。また、認可事項としている県等は22であり、認可事項としている県等が多い状況でございます。

また、文部科学省の見解でございますが、全国の状況を踏まえまして、文部科学省に照会したところ、専攻科の設置は届出事項であるが、専攻科の設置に伴い学校全体の収容定員が変更になる場合は、収容定員の変更に係る学則変更認可が必要、という回答がございました。

したがって、専攻科の設置後に収容定員を変更する場合も認可事項として取り扱うこととしようとするものです。

次に、取扱いの見直しの実施時期ですが、見直しの内容を周知する期間も必要であると考えておきまして、令和5年4月1日以後にされる収容定員の変更に係る学則変更の認可申請から適用しようと考えております。

具体的には、報告事項資料の3ページを御覧ください。事務手続きのフロー図をお示ししております。「1 令和5年4月1日に専攻科を設置する場合」と、「2 令和6年4月1日に専攻科を設置する場合」で取扱いが異なることとなります。

まず、「1 令和5年4月1日に専攻科を設置する場合」には、現在の取扱いのままとなり、令和4年11月末日までに専攻科の設置届を提出し、令和5年1月末までに専攻科の設置に伴う学校の目的等変更届、いわゆる学則の変更を提出しなければならないこととなります。

次に、「2 令和6年4月1日に専攻科を設置する場合」には、見直し後の取扱いとなり、「(1) 専攻科設置に伴い収容定員が増える場合」は、令和5年1月末までに収容定員変更計画書を提出し、私学審議会の協議を経て、了承の通知を受けなければならないということとなります。

当該収容定員変更計画が了承された後、令和5年7月末までに専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更の認可申請を行い、私学審議会の諮問を経て、認可を受けることとなります。

当該学則変更について認可を経た後、令和5年11月末までに、専攻科の設置届を提出することとなります。

また、「(2) 専攻科設置に伴い収容定員が増えない場合」は、令和5年7月末までに専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更の認可申請を行い、私学審議会の諮問を経て、認可を受けなければならないということとなります。

当該学則変更について認可を経た後、令和5年11月末までに、専攻科の設置届を提出することとなります。

この取扱いの見直しについては、6月中に通知する予定としております。

なお、この見直しにより、今後、専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更と、これに伴う収容定員変更計画については、当私立学校審議会への付議事項となるものです。説明は、以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございます。ただ今の報告に対しまして御質問等ございませんでしょうか。

(4) その他

○菅野会長

よろしいでしょうか。

次に、その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

特にございません。

○菅野会長

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

5 閉 会

○菅野会長

ないようであれば、以上を持ちまして本日の会議を終了させていただきます。
御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。